

地域振興5法別計画記載項目一覧

法律名	過疎法 (過疎地域自立促進特別措置法)	山村振興法	半島振興法	離島振興法	特定農山村法 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)
所管庁	農林水産省	農林水産省	国土交通省	国土交通省	農林水産省
制定時期	H12(～H33.3.31)	S40(～H37.3.31)	S60(～H37.3.31)	S28(～H35.3.31)	H5
方針	過疎地域自立促進方針	山村振興基本方針	半島振興計画	離島振興計画	農林業等活性化基盤整備計画
計画名称	過疎地域自立促進都道府県計画 過疎地域自立促進市町村計画 地域の自立促進に関する基本的方針に関する事項	山村振興計画 振興の基本方針 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び農林水産物等販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等産業の振興のための施策に関する事項	半島振興計画 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項	離島振興計画 (離島振興計画)※県へ提出 離島の振興の基本的方針に関する事項	農林業等活性化基盤整備計画
記載項目	交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項 生活環境の整備に関する事項 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項 医療の確保に関する事項 教育の振興に関する事項 地域文化の振興等に関する事項 集落の整備に関する事項	交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項 生活環境の整備に関する事項 高齢者等の福祉の増進に関する事項 医療の確保、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善等のための施策に関する事項	交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項 生活環境の整備に関する事項 高齢者等の福祉の増進に関する事項 医療の確保等に関する事項 教育及び文化の振興に関する事項	交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項 生活環境の整備に関する事項 高齢者等の福祉の増進に関する事項 医療の確保等に関する事項 介護サービスの確保等に関する事項 教育及び文化の振興に関する事項	交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項 生活環境の整備に関する事項 高齢者等の福祉の増進に関する事項 医療の確保等に関する事項 介護サービスの確保等に関する事項 教育及び文化の振興に関する事項

地域振興5法の比較表

法律名	過疎法 (過疎地域自立促進特別措置法)	山村振興法 農林水産省	半島振興法 国土交通省	離島振興法 国土交通省	特定農山村法 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)
所管庁	総務省	農林水産省	国土交通省	国土交通省	農林水産省
制定時期	H12(～H33.3.31)	S40(～H37.3.31)	S60(～H37.3.31)	S18(～H35.3.31)	H5
目的	この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。	この法律は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っている山村の産業基盤及び生活環境の整備等の状況に鑑み、山村の振興に関し、基本理念を定め、その目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づき事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村の自立発展を促進し、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における人口の促進及び山村における人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。	この法律は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給及び我が国及び国民の利益の保護と重要な役割を担うとともに、国土の多様な地域の重要な構成要素である半島交通(架橋等)により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。が、三方を海に囲まれ、平地に囲まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にあることに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における活の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することを目的とする。	この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給及び我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている離島が、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたって継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件下にあることに鑑み、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、地域における創意工夫を生かすこと、その基盤条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。	この法律は、特定農山村地域について、地域における創高工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。

地域振興5法の比較表

法律名	過疎法 (過疎地域自立促進特別措置法)	山村振興法 農林水産省	半島振興法 国土交通省	離島振興法 国土交通省	特定農山村法 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)
所管庁	総務省	農林水産省	国土交通省	国土交通省	農林水産省
制定時期	H12(～H33.3.31)	S40(～H37.3.31)	S60(～H37.3.31)	S18(～H35.3.31)	H5
目標・理念等 ほか 参考事項	<p>(疎地域の自立促進のための対策の目標)</p> <p>第3条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保することともに、過疎地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること。 生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。 美しい景観の整備、地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること。 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。 	<p>(基本理念)</p> <p>第2条の2 山村の振興は、山村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。</p> <p>2 山村の振興は、生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進を図ることを旨としない。</p>	<p>(指定)</p> <p>第2条 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の議を経て、半島地域のうち、次の各号に掲げる要件に該当し、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域を半島振興対策実施地域として指定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域であること。 高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その他の公共施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域であること。 産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図るため企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域であること。 <p>2 都道府県は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村に協議しなければならない。</p> <p>3 都道府県は、第一項の申請をしようとする場合には、当該申請に係る地域が沖縄県の区域内にあるものであるときは、内閣総理大臣を經由しなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定をするときは、当該半島振興対策実施地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。</p>	<p>(基本理念及び国の責務)</p> <p>第1条の2 離島が我が国の領土、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び社会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然の条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。</p> <p>2 国は、前項の基本理念にのっとり、離島の振興のために必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)</p> <p>農林水産省</p> <p>H5</p> <p>(農林業等活性化基盤整備計画)</p> <p>第4条 その全部又は一部の区域が特定農山村地域である市町村は、当該特定農山村地域における農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備に関する計画(以下「基盤整備計画」)という。(略)...</p> <p>7 基盤整備計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他の法律の規定による森林の整備に関する計画及び都市計画との調和が保たれたものでなければならない。</p>